



最低制限価格の見直し



■主な変更点

(1) 工事に係る最低制限価格の算定式④一般管理費等相当額を「0.55」から「0.68」に変更。

■算定方法 令和5年4月1日より入札公告又は入札通知を行う案件から、下記のとおり適用することとします。

区分	工事	測量・建設コンサルタント等				
		測量業務	地質調査業務	建築関係の建設コンサルタント業務	土木関係の建設コンサルタント業務	補償関係コンサルタント業務
範囲	予定価格の 7.5/10~9.2/10	予定価格の 6/10~ 8.2/10	予定価格の 2/3 ~8.5/10	予定価格の 6/10~8/10	予定価格の 6/10~8/10	予定価格の 6/10~8/10
算定式	①直接工事費相当額 ×0.97 ②共通仮設費相当額 ×0.90 ③現場管理費相当額 ×0.90 ④一般管理費等相当額×0.68 ①~④の合計額	①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費× 0.48 ①~③の合計額	①直接人件費 ②間接調査費× 0.9 ③解析等調査業 務費×0.8 ④諸経費× 0.48 ①~④の合計額	①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費 ×0.6 ④諸経費×0.6 ①~④の合計額	①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価× 0.9 ④一般管理費等 ×0.48 ①~④の合計額	①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価× 0.9 ④一般管理費等 ×0.45 ①~④の合計額

※最低制限価格は消費税抜き金額です。

※詳細については芦屋市工事等の請負契約に係る最低制限価格取扱要領のとおり。